

# 公共事業のデザイン支援

## 長

崎県では、「長崎県美しいまちづくり推進条例」を平成15年4月に施行し、地域の特性を活かした優れた景観の保全と創造を推し進めています。その中で、今回は「県公共事業等デザイン評価制度」をご紹介します。

## 道

路や橋、庁舎などの公共施設は、周辺の景観に大きな影響を及ぼします。いま



周辺に配慮した建築物(平戸市千里ヶ浜)

夏期の海水浴利用だけでなく、年間を通して利用される休憩施設です。道路側からの美しい海岸の眺望を損なうことなく、立ち寄りたくなるよう工夫した設計を行いました。



既存樹木を残す(大村市久原)

都市計画道路の工事箇所にあった巨木を、通常であれば切って処分するのですが、道路を利用する人からの景観を確保するために移植しました。

美しいまちづくりホームページ

<http://www.pref.nagasaki.jp/beautiful/>

お問い合わせ◎まちづくり推進局 景観まちづくり室

☎095-894-3151 FAX095-894-3462

✉s08510@pref.nagasaki.lg.jp

までの公共事業の中には、工事期間の短縮や経済性を優先するあまり、十分に景観に配慮されていないものもありました。

## 本

県では、「長崎の教会群とキリスト教関連遺産」について、世界遺産への登録を目指して取り組んでいます。その中の土木部の役割は、市町の景観条例の制定支援、

公共事業の景観・環境面での配慮、交通アクセス・案内板・トイレ整備などがあります。世界遺産登録のためにも、公共施設のデザイン向上がますます重要となってきます。

## 土

木部では、県が行う公共事業を対象にしたデザイン支援会議を開催しています。景観やデザインの専門家によるデザインの評価が行われ、設計や工事に反映しています。まだまだ数は少ないですが、着実に景観に配慮した公共施設が生まれています。



デザイン支援の検討風景

景観やデザインの専門家によるデザイン支援会議を開催。県の公共事業について、模型などを使ってデザインの調整・評価を行っています。